

第2次千葉県青少年総合プラン 平成29年度事業評価シートに対する委員意見一覧(H30.8.28時点)

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
I-1-1	1	道徳教育推進プロジェクト	学習指導課 教育課程室	道徳教育の実践研究を実施した結果について、児童生徒の評価については、通常の評価と異なり大変難しいところだと思いますが、お聞かせ頂けることがありましたらお願いします。	道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況や成長の様子を適切に把握し評価することが求められています。そこで、児童生徒が行う授業の振り返りや、指導者による観察等の記録の積み重ねを資料として、数値ではなく、記述による評価を行います。 児童生徒の努力を認め励し、自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組めるような評価について道徳教育推進教師研修会等を通して研修を行っております。
I-1-1	1	道徳教育推進プロジェクト	学習指導課 教育課程室	高等学校での道徳授業は全国でも先進的だと思います。今後も期待します。	千葉県では、全国に先駆け平成25年から高等学校に「道徳を学ぶ時間」を導入し、県独自に作成した読み物教材や映像教材を活用した授業を行っております。また、毎年10校を特色ある道徳教育推進校に指定し、授業研究はもちろんのこと、小中学校との連携や授業公開等の取組を行っております。今後も更なる授業改善に努めつつ、就学前から高等学校まで、切れ目のない道徳教育に取り組んでまいります。
I-1-1	1	道徳教育推進プロジェクト	学習指導課 教育課程室	「道徳授業コンテスト」のようなものを行い、優れた授業について、多くの教員がモデルとして追実践しやすいようにHP等で、実践報告や指導案を公開してはいかがでしょうか。	今年度、優れた「考え、議論する道徳」の授業展開例を映像として収録した道徳教育指導用映像資料を作成する予定です。この映像資料には、授業映像と共に、授業のポイントをわかりやすく、授業者へのインタビューやテロップで表す仕様となっております。教員研修等で活用することにより、授業改善を図ってまいります。
I-1-1	3	ちばっ子「学力向上」総合プラン	学習指導課 学力向上室	親の年収や学歴が子どもの学力に影響しているといわれていますが、一方規則正しい生活習慣のある子どもの成績も良好だともいいます。学校の役割も大きいので、本事業で成果を挙げられている県の取り組みに期待します。 事業の成果の一つに「お兄さん、お姉さんと学ぼう」は一人っ子の多い時代に適切な事業だと思いますが、小・中学校何校くらいで実施されているのでしょうか。	平成30年5月現在、「お兄さん、お姉さんと学ぼう」の高等学校の実施校は、14校となります。そして、事業を実施している小学校は73校、中学校は32校です。なお、特別支援学校は1校、幼稚園は1校、保育園は6校で実施しています。 今後も、高校生のキャリア教育の充実及び小・中学生等の学ぶ意欲の向上のために、本事業を推進してまいります。
I-1-1	3	ちばっ子「学力向上」総合プラン	学習指導課 学力向上室	多様な施策を展開され、素晴らしいと思います。学習支援だけに偏っていない点が評価できます。	今後も、評価・改善を進め、よりよいプランとなるよう、取り組んで参ります。
I-1-1	3	ちばっ子「学力向上」総合プラン	学習指導課 学力向上室	子どもたちの学力向上や意欲の向上に、まず、“どの子もわかる授業”を試みてはいかがでしょうか。	「ちばっ子の学び変革」推進事業では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を通して、これからの時代に生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するための効果的な指導法について明らかにし、その成果を普及することで教員の授業力の向上を図っています。
I-1-1	4	いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	体育課 学校体育班	参加校数が少ない現状が課題・問題点として挙げられていますが、種目と内容について見直しされたものを教えてください。	年度当初に開催された体育主任等研修会などにおいて、校内だけでなく他校とも競い合えることをアピールして積極的に取り組んでもらえるよう呼びかけるとともに、種目と内容についてアイデアを募集している段階です。
I-1-1	6	千葉フィールドミュージアム事業	文化財課 学芸振興室	記載の参加者は、小学生親子や小学校の課外授業の児童と考えたらよいのでしょうか。	フィールドミュージアム事業は主に親子を対象としていますので、基本的に親と子が同じ割合で参加されていますが、海のフィールドミュージアムのうち「野外実習授業」では引率教員以外は子ども、川のフィールドミュージアムのうち「関宿城下を歩こう」・「いきもの調査隊」・「水郷民俗調査隊」では大人の参加者が主となっています。
I-1-1	7	青少年教育施設の運営	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育施設班	利用者数、利用団体数ともに伸び悩んでいることが課題・問題点に挙げられています。 県内の小学校5・6年生の移動教室や農山村留学等にどの程度利用されているのでしょうか。千葉市の場合は市立少年自然の家を有しており市内全学校が利用しております。 なお、施設は自然体験活動や生活体験活動の青少年の育成およびその指導者の訓練に有効な拠点です。少子化の影響などにより利用者数が減ったからといって現在の5施設を減らすことのないようお願いいたします。	毎年、各施設ごとに利用状況の分析を行い、次年度の目標設定を行っています。毎月、施設の視察を行うなどした後、施設から報告を受け、場を設け、目標達成に向けて主催事業の充実、広報活動の活性化に努めています。また、施設長会議や職員研修会等を定期的に行い、各青少年教育施設の運営について共通理解を行っています。 平成29年度、県内の小学校5・6年生の利用者は59,984人（宿泊者36,163人）でした。また、千葉市の農山村留学を県施設でも受け入れ、昨年度104校の行事を受け入れました。 青少年教育施設は、指定者管理制度により運営しております。今後も連携体制を充実させ、より安全安心な良い環境で運営できるように指導し、努めていきます。

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
I-1-1	7	青少年教育施設の運営	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育施設班	体験活動は不登校の対策にも有効です。各地の実践事例を参考に、このような視点からの事業を検討していただきたい。	各施設とも特性を活かした独自の事業、プログラムを行っております。子供たちが日常ではあまり体験できないことを仲間と協力して行うことによって、自己肯定感や達成感を持たせる取組を行っておりますが、今後も他施設等の実践も参考にしながら、取組の更なる充実に努めてまいります。
I-1-1	8	子どもの読書活動推進事業	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育班	小さい頃から絵本に親しみ、本や新聞を読むようになることが、計画番号3「ちばっ子『学力向上』」の事業にもつながりますので、更に推進していくことを期待します。	貴重なご意見、ありがとうございます。乳幼児期からの啓発を今後も取り組んでまいります。
I-1-1	8	子どもの読書活動推進事業	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育班	読書を推進する活動は大切です。ブックスタートの中に、ボランティア対象の読み聞かせ入門講座のみならず、親御さん対象の「読み聞かせ方」の講座もあったらよいと思います。	本課が主管しております「さわやかちば県民プラザ」の講座の中に、保護者の方も参加いただける「子どもと本をむすぶ読み聞かせ講座」がございます。
I-1-1	9	通学合宿推進事業	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育施設班	通学合宿事業の効果は認められているものの、施設やスタッフの確保等課題が挙げられております。予算は市町村負担でしょうか。	通学合宿は宿泊体験を伴う自然体験や生活体験、ボランティア活動、異なる年齢層の子どもたちや地域の人々との交流などを通して、コミュニケーション能力や豊かな人間性を育む効果を得られてます。一方、厳しい財政状況の下、持続可能な財政構造の確立を図るため、行財政改革に取り組むこととし、歳出の削減、補助金の抜本的な見直し等を行うなど、その削減を図ってきたところであり、通学合宿についての予算は市町村負担となっております。
I-1-1	11	ライフステージに応じた健康づくり推進事業	健康づくり支援課 食と歯・口腔健康班	朝ごはんの重要性はいわれているところですが、大学生の食堂を活用しての事例がテレビで放映されたことがあります。推進されることを期待します。	平成29年度に本事業において、モデル校として朝食推進に取り組んだ大学における朝食の実態調査では、県民健康・栄養調査の20歳代男女の朝食喫食率平均より低い割合であり、大学生の朝食欠食率が高いことが課題となりました。今後も県内大学へ大学生向けの朝食摂取促進を目的としたリーフレット配付や、ホームページを活用した周知等、各大学内において取組が推進されるよう普及啓発を実施します。
I-1-1	14	豊かな人間関係づくり推進事業	学習指導課 教育課程室	良い事業だと思いますが、予算はなしですか。	予算はございません。指導案や教材はホームページからダウンロードできるようになっております。
I-1-1	14	豊かな人間関係づくり推進事業	学習指導課 教育課程室	心の健康教育は、全ての問題の開発的・予防的効果が期待されます。その充実のためには、教員研修が欠かせません。	本事業は、対人関係をよくするためのソーシャルスキルトレーニングであり、指導者である教員向けには、各小・中学校の校内研修等で実施しております。
I-1-1	14	豊かな人間関係づくり推進事業	学習指導課 教育課程室	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の内容と実施状況、活用状況の調査結果はどのようだったのでしょうか。	平成29年度は、小学校の90.6%、中学校の70.1%で実施しました。内容の変更はございません。活用の呼びかけは、各教育事務所の指導主事が行っています。
I-1-1	15	男女共同参画センター「男女共同参画講座等」の開催	男女共同参画課 企画調整班	講師が著名人ですと、経費の点で問題がありますが、参加者は多く集まると思います。	男女共同参画シンポジウムでは、男女共同参画の講演に長けた著名な講師による基調講演を核とし、集客に努めてはいるところですが、更に集客を伸ばせる講師選定を行ってまいります。
I-1-1	16	こどもエコクラブの育成	循環型社会推進課 環境保全活動推進班	プラスチック問題への取り組みが欧米で注目されており、日本でも同様の状況です。子どものうちから意識を高めるように活動をさらに支援していただきたい。	こどもエコクラブ事業の実施主体である（公財）日本環境協会と連携しながら、効果的な支援について検討します。
I-1-1	17	若者の文化芸術活動育成支援事業	県民生活・文化課 文化振興班	若者の芸術活動推進のため、魅力ある事業となるよう、さらなるご検討をお願いします。	様々な団体が本事業を活用できるよう、募集内容・交付要綱等の検討や周知の工夫に努めてまいります。
I-1-1	18	消費者教育啓発事業	くらし安全推進課 消費者安全推進室	成人年齢引き下げに伴い、高校生の消費者問題予防のためには消費者教育が喫緊の課題であり、この事業の推進を進めていただきたい。この事業は計画番号103と共通ですが、この計画番号18の事業においては、小学生からライフステージに応じた金銭教育や消費者教育が計画的になされるよう希望します。	成年年齢引下げを踏まえ、若年者に対する実践的な消費者教育の推進は喫緊の課題となっています。今後も、教育機関や金融広報委員会等関係機関と連携・協働して、ライフステージに応じた消費者教育が計画的に推進されるよう取り組んでまいります。
I-2-3	26	さわやかちば県民プラザ交流事業	生涯学習課 社会教育振興室 社会教育施設班	「体験活動ボランティア講座」の入門・実践講座の参加者が少なかったのはどのような原因でしょうか。	入門講座は、県民のニーズを十分に反映した内容となっていたのかといった視点で、現在、プログラムの見直しを図っているところです。また、実践講座については、講座内容を見直した結果、定員に対して70%以上の申し込みがあり、28年度に比べると倍増したものの、周知期間が短かったことや周知方法の工夫が足りなかったことから定員に達しなかったと考えています。

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
I-2-3	30	ライトブルー 少年賞事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	昨年度も受賞者数がかかなり減少しました。更に 広めていきたい事業です。 青少年団体にとりまして、素晴らしい制度です ので、積極的に活用するべく取り組んでおりま すが、青少年団体の関心度に今一つの感があり ます。 表彰基準に「(2) 団体の場合：当該団体の設 立目的を達成するための活動は対象外とする。 ただし、地域社会に同様の活動を誘発するな ど、模範的なものは対象とする。」条項があり ます。青少年団体の多くが設立目的に直接的に 謳わなくとも、活動の目標、スローガン、モッ トー、指導方針等の中に善行・奉仕を奨励して おります。「ただし書き」規定もあるのです が、申請にためらいの気持ちがあるのでは・ と史料するところでは。	本賞の受賞者数（個人と団体の計）は、平成25年度19件、平成26年度 12件、 平成27年度15件、平成28年度6件、平成29年度10件となっています。 引き続き、本賞を青少年団体をはじめ、学校や青少年を取り巻く様々 な機関・団体等に周知していきます。 また、30年度からは、青少年に加え、青少年を育成支援する活動にお いて顕著な功績があった者を表彰対象に加える方向で事業の見直しを 検討しているところであり、これまで以上に魅力ある賞となるよう、 広く県民に周知を行っていきたくと考えています。
I-2-3	30	ライトブルー 少年賞事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	推進していただきたいですが、予算は十分 でしょうか。	本事業は、選考会議の実施、記念品代、受賞者・受賞団体名簿の作成 に係る経費が必要となりますが、予算の範囲内での実施ができてい る状況です。（表彰式は、県庁内で開催していたため経費不要。）
I-2-3	31	内閣府青年国 際交流事業に おける 参加青年の選 考	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	青少年の国際感覚醸成は、千葉県にとって 重要な事業です。末端の単位組織まで伝達 するのに日数を要しますので、早め広報と 募集期間をできるだけ長くとして頂くこと を要望します。	本県では例年20～30人の方の応募があり、そのうち約半数の方が本事 業に参加されています。 広く事業の周知を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、できる だけ募集期間を長くとれるよう努めてまいります。
II-3-5	44-1	子ども・若者 育成支援推進 事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	アウトリーチは佐賀県で大きな成果を上げ ています。そのノウハウについて、関係者 が研修できる機会が必要です。	人材育成研修では、県内外の先進的な取組について取り上げ、子ど も・若者に対する相談・支援業務に携わる方々が問題に適切に対応で きるよう人材の育成を図ってまいります。 佐賀県の取組についても、情報収集を行い、関係機関で共有を図って いきたいと考えています。
II-3-5	44-1	子ども・若者 育成支援推進 事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	重要な事業なのでさらなる充実が求められ ます。	子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、これか ら子ども・若者支援協議会を中心に、関係機関と十分に連携を取り つつ、事業の充実に向けてまいります。
II-3-5	44-2	子ども・若者 育成支援推進 事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	担当者の皆さまが熱心に活動されている様 子が分かります。SNS相談事業等は、連 携・協働が必要となってきます。今後の検 討を願います。	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」における 対応業務としては、これまで電話相談のみであったところH29年度か ら面接相談を開始するなど、相談体制の強化を行ってきたところ です。 SNSを活用した相談については、必要性や安全性等を考慮するととも に、他県の状況等、情報収集に努めてまいります。
II-3-5	44-2	子ども・若者 育成支援推進 事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	LINEによる相談窓口も設けてはどうか。 ニーズは高いと思われます。	
II-3-5	44-2	子ども・若者 育成支援推進 事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	計画番号46と共に不登校や引きこもりの若 者への支援を、保護者も含めた支援になる ように推進していただきたい。	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」では、子 ども・若者（概ね39歳まで）のみならず、その保護者等からの相談に ついては対応しております。 特に、面接相談では、本人と保護者との合同面接を行ったり、本人と 保護者それぞれと面接を行うなど、より効果的な支援となるよう工夫 しているところです。
II-3-5	45	障害者条例、 障害者差別解 消法関連事業	障害者福祉推進課 共生社会推進室	合理的配慮の重要性は増しています。特 に、学校において、その充実が図られるよ う予算措置、人的配置等について一層の配 慮をお願いしたいです。	平成28年度より障害者差別解消法が施行され、それに伴い合理的配 慮の重要性は増していると考えております。今後も引き続き障害者条例 と差別解消法の啓発を通して、合理的配慮等の周知に努めてまいり ます。
II-3-5	45	障害者条例、 障害者差別解 消法関連事業	障害者福祉推進課 共生社会推進室	地域相談員が係わるケースが少ない、とは どのような状況でしょうか。	平成29年度は障害者差別に関する相談は132件あり、その内地域 相談員が関わった案件は11件でした。相談の多くが地域相談員では なく、広域専門指導員に入るといった状況ではありますが、相談内容に 応じて地域相談員との連携を図ってまいります。
II-3-5	46	ひきこもり地 域支援セン ター事業	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進 班	NPO法人との連携等を通して、解決に向 けた取組の一層の充実を望みます。	NPO法人等、ひきこもり支援関連団体と連携し、支援対象者への早期 介入、解決に向けた取り組みの一層の充実に向け取り組んでまいり ます。
II-3-5	46	ひきこもり地 域支援セン ター事業	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進 班	LINEによる相談も行ってはどうでしょ うか。	電話窓口以外の相談手法として、インターネットやLINEといった相談 手法を増やすことで、相談の敷居が低くなり、相談のしやすさから早 期の介入も可能になると考えます。 ひきこもり地域支援センターの今後の取組の充実の一つ相談手法とし て参考にさせていただきます。

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
Ⅱ-3-5	47	訪問相談担当 教員の配置	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	訪問相談担当教員の実績を考えると、さらなる充実が必要ではないでしょうか。	訪問相談担当教員の支援している不登校児童生徒数や対応件数は年々増加傾向にあります。対象となる児童生徒の状況を踏まえつつ、訪問先の所在地等を考慮して、効率よく訪問相談ができるようにするなど、できるだけ多く、ていねいに対応するために工夫して活動しています。
Ⅱ-3-5	47	訪問相談担当 教員の配置	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	拠点校の存在をより明確にし、増やしてはどうか	
Ⅱ-3-5	48	生徒指導専任 指導主事の配 置	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	(3に記載の)この認識に則り、教育・福祉・医療・司法当が一体となった取組が大切だと思います。	今後も、様々な課題を抱える児童生徒へ適切な支援が行えるよう、訪問相談担当教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の問題行動・いじめ・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応に向けた校内の生徒指導体制づくりに取り組んでまいります。
Ⅱ-3-5	48	生徒指導専任 指導主事の配 置	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	13名の生徒指導専任指導主事の方々の訪問回数多さに驚きました。「事業の課題・今後の方向性」に示されたことの推進を期待します。	
Ⅱ-3-5	49	不登校対策推 進校の指定	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	不登校は多様な要因が背景にあります。「不登校は休養」という言葉が一人歩きをして、学校等が取組に消極的になることのないよう望みます。	不登校対策推進校には、年度末の報告書だけでなく、7月末、12月末にも支援教室の活用状況の報告を依頼し、状況に応じて指導、助言しています。今後も支援教室の積極的な活用を促していきたいと思えます。
Ⅱ-3-5	49	不登校対策推 進校の指定	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	校内に適応指導教室が設置されたことは、不登校の生徒にとって登校しやすいと思います。	学級に入りづらかった生徒が、支援教室を活用しながら少しずつ教室での活動時間を増やし復帰したり、不登校の生徒が支援教室には登校できるようになっていたりしています。今後も支援教室の積極的な活用を促していきたいと思えます。
Ⅱ-3-5	49	不登校対策推 進校の指定	児童生徒課 生徒指導・いじめ 対策室	加配教員には必ず不登校に関する研修を義務づけてはどうでしょうか。	支援教室担当教員には、各教育事務所の実態に応じて、教育相談に関する協議会等への参加を依頼しているところです。
Ⅱ-3-5	50	ひきこもりサ ポーター養成 ・研修事業	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進 班	継続的な支援を行う必要があるという意見に賛成です。	より多くの市町村職員、支援機関職員が研修に参加し、必要な知識と支援手法を学べる機会を提供しサポート体制の充実に努めてまいります。
Ⅱ-3-5	50	ひきこもりサ ポーター養成 ・研修事業	障害者福祉推進課 精神保健福祉推進 班	ニーズの高い分野なので、さらに拡充してよいと思います。	養成後、研修参加後の支援者に対し、スキルアップの場を企画するなど、充実に向けた取り組みについて検討してまいります。
Ⅱ-3-5	51	外国人児童生 徒等教育に関 する連絡協議 会	学習指導課 教育課程室	外国人が増えておりこれからも増えていくと思いますので、本連絡協議会の果たす役割は大きいと思いますので、その取り組みに期待します。	日本語指導担当者連絡協議会を年3回開催しています。外部講師から日本語指導の実際を学んだり、小・中学校を参観したり、指導略案を作成したりする研修を行っています。また、参加者同士の情報交換も行っています。
Ⅱ-3-5	52	特別支援アド バイザー事業	特別支援教育課 教育支援室	アドバイザー事業が成果を上げている点は高く評価できます。	今後も幼児児童生徒の実態を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、派遣先の学校の教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し、助言や援助を行ってまいります。
Ⅱ-3-5	52	特別支援アド バイザー事業	特別支援教育課 教育支援室	特別支援アドバイザーが支援要請に応えられるよう、十分な配置を期待します。	派遣要請数の増加に伴い、1校あたりの派遣日数が短くなってきているため、1校あたりの派遣日数をできるだけ確保し、学校現場の実態に合った、より具体的で効果的な助言援助を行えるよう特別支援アドバイザーを配置していきます。
Ⅱ-3-5	52	特別支援アド バイザー事業	特別支援教育課 教育支援室	より多くの教員が周知し、活用できるようにしていただきたい。	学校現場の実態に合った、より具体的で効果的な派遣ができるよう、市町村教育委員会や高等学校等に本事業の主旨を十分に説明し、実態把握や派遣の在り方について周知を図っていきます。
Ⅱ-3-5	53	千葉県教育支 援委員会	特別支援教育課 教育支援室	特別支援学校から、小・中学校への転学も可能になるという発想は非常によいと思います。必要な支援を必要な時期に受けやすくなるのではないかとと思います。	障害のある幼児児童生徒のライフステージに応じて、教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について教育支援委員会において多面的に検討し、適切な就学の支援に努めてまいります。
Ⅱ-3-5	54	高等学校特別 支援教育支援 員配置事業	特別支援教育課 教育支援室	今後も、介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために、特別支援教育支援員の配置を継続していく必要があるという意見に賛成です。	今後も、日常生活上の介助・学習支援を必要とする生徒への適切な指導・必要な支援を行うために、関係学校、関係機関等との連携を密にして、特別支援教育支援員の配置を継続していきます。
Ⅱ-3-5	55	教育相談事業 の充実	子どもと親の サポートセンター 教育相談部	問題の要因が多岐にわたるケースが多く、関係機関の連携・協働のコーディネーター役を果たす部署の設置を検討する時期にきていると感じます。	多様化、複雑化する相談内容に対し、個々のケースの状況を見ながら、必要に応じて関係機関等と適切な連携を図っているところです。特に増加している発達障害傾向を持つ事例については、同じ施設の中に設置されている県総合教育センター特別支援教育部と密に連携し、相談者のニーズに対応できるよう努めているところです。

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
Ⅱ-3-5	55	教育相談事業 の充実	子どもと親の サポートセンター 教育相談部	特に高校生への対応では、貴重な相談機関であるため、さらなる事業の充実を望みます。	増加する高校生からの相談に対応するため、事例研究や研修会等を実施し、相談員の資質向上を図るとともに高校生等義務教育修了者に対する地域における教育相談体制の在り方について調査研究を行っているところです。
Ⅱ-3-5	55	教育相談事業 の充実	子どもと親の サポートセンター 教育相談部	長野県の先行事例をもとにLINEによる相談にも対応できるとよいと思います。	LINEによる相談については、ハード面の整備、相談員の整備等、相談体制の整備が必要不可欠です。LINE等、SNSによる相談を含め、相談窓口の拡充については、主管課である児童生徒課と協議・検討してまいります。
Ⅱ-3-5	56	ちば地域若者 サポートス テーション事 業	雇用労働課 若年者就労支援班	若者の自立支援事業として効果を上げているようであり、保護者へのセミナーも実施しているようです。ハローワークとの連携強化などで、今後も推進していただきたい。	ちば地域若者サポートステーションでは、保護者を対象としたセミナーを実施するとともに、ハローワークとの円滑かつ効果的な連携を通じて、若者の就労支援に対する取り組みを推進してまいります。
Ⅱ-3-5	56	ちば地域若者 サポートス テーション事 業	雇用労働課 若年者就労支援班	より多くの若者がアクセスできるように、情報を伝えていくべきだと思います。	ちば地域若者サポートステーションでは、パンフレット及びリーフレットの配架に加え、ホームページ、広報誌への掲載、報道機関への情報発信等により、本事業の周知・広報を実施し、より多くの若者への支援に繋がるよう努めてまいります。
Ⅱ-3-6	58	生活福祉資金 貸付事業	健康福祉指導課 自立支援班	貸付ではなく、給付がより多くなるように望みます。	当事業ではありませんが、経済的理由で進学を断念することのないよう平成29年度から日本学生支援機構が給付型奨学金を拡充しております。
Ⅱ-3-6	61	千葉県奨学資 金貸付事業	財務課 育英班	奨学金の返還金滞納が問題となっていますが、滞納者数の多さに驚きです。返還義務の周知徹底と滞納者への督促強化を期待します。	・返還義務の周知については、貸付募集の際の募集要項に記載すると共に、担当職員から借受者へ直接説明を実施しておりますが、今後も徹底していきます。 ・督促強化については、債権回収業者への回収業務の委託を実施すると共に、委託対象外の滞納者については、文書、電話及び訪問での催告を実施していきます。
Ⅱ-3-6	61	千葉県奨学資 金貸付事業	財務課 育英班	計画番号58と計画番号61の学資の貸し付けの違いは何でしょうか。	・生活福祉資金（教育支援資金）貸付事業は、市町村社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯（市町村民税非課税程度）で高校・大学等に就学する者に対して、月65,000円以内の資金を無利子で貸し付けるものです。 また、就学支度費（入学金等）の貸付けも行っていますが、原則として、千葉県奨学資金貸付事業等、他の貸付制度を利用した上で、不足分について利用することとなります。 ・千葉県奨学資金貸付事業は、県教育庁が窓口となり、一定の基準額以下の世帯で高校等に就学する者に対して、月1万円～3万円（自宅通学の場合）の奨学資金を無利子で貸し付けるものです。 ・それぞれの制度では、高校卒業後（大学・専門学校等）の就学者を対象とするか否か、貸付ができる世帯の所得額の要件及び貸付額が異なります。
Ⅱ-3-6	61	千葉県奨学資 金貸付事業	財務課 育英班	返還不要な、給付制のものを増やしてはどうか。東京都の制度に少しでも近づけるべきと考えます。	・県では、低所得世帯向けに「奨学のための給付金」を実施しており、毎年度給付額の増額を実施しているところです。 また、奨学資金貸付金については、貸付終了者からの返還金を次の貸付原資としており、県の一般会計からの繰り入れは受けていないことから、給付型とした場合、制度の持続的な運用ができないため、給付型への移行は困難です。
Ⅱ-4-7	62	社会を明るく する運動補助 金	健康福祉指導課 地域福祉推進班	広報活動も大切ですが、例えば自立支援施設と地元学校との交流（サッカー大会等）などの事業があるといいのではと思います。	社会を明るくする運動については、全県組織として千葉県推進委員会が設置されるほか、各市町村に地区推進委員会が設置され、様々な啓発活動を行っています。 いただいた御意見については、県推進委員会の事務局である千葉保護観察所に伝え、今後の活動の参考とさせていただきます。
Ⅱ-4-7	62	社会を明るく する運動補助 金	健康福祉指導課 地域福祉推進班	良い事業だと思います。作文コンテストの審査や表彰、感謝状贈呈に必要な経費として予算は大丈夫でしょうか。	社会を明るくする運動の経費については、県補助金のほか、更生保護活動団体からの出捐や篤志家による寄付により賄われています。 今後とも、必要な予算が適切に確保されるよう努めてまいります。
Ⅱ-4-7	63	青少年非行防 止対策事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成 支援室	No.106「青少年ネット被害防止対策事業」で得た実際の情報をいろいろな機会をとらえて保護者等に対してアピールすることが大事だと思います。	「非行・被害防止リーフレット」の内容は、ネットパトロールの結果のほか、青少年をめぐる状況等を踏まえ、毎年見直しを行っているところです。効果的な広報・啓発ができるよう、引き続き工夫してまいります。
Ⅱ-4-7	64	学校警察連絡 制度	警察本部少年課	学警連の活動は重要であるにもかかわらず、予算がない状況は再考すべきと考えます。	本制度については、学校と警察の連絡体制を構築して連携を密にすることで、情報共有と迅速な対応を図ることを目的とし取り組んでいるところでありますが、ご意見を踏まえ、本制度のさらなる充実を図るための検討を進めてまいります。

重点 方策	番号	事業名	担当課	意見	担当課回答欄
Ⅱ-4-7	65	スクール・サポーター制度	警察本部少年課	派遣要望に十分応じられていない状況は、一刻も早く解消する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・県警としても本制度をより充実させるために、スクールサポーターの増員が必要であると考えており、関係部局との調整を行ってまいります。 ・今後も、学校と連絡を密にし、スクール・サポーター活動を推進してまいります。
Ⅱ-4-7	66	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	警察本部少年課	このような成果が明らかな事業に対する予算の拡充が求められます。	ご意見を踏まえ、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関と協働し、さらに本活動の充実を図るため予算の拡充も含めた検討を進めてまいります。
Ⅱ-4-7	73	薬物乱用防止教育推進事業	学校安全保健課 保健班	学校での薬物乱用防止教室は、大きな成果を上げています。さらなる充実を願います。	県教育委員会では、各学校で開かれる薬物乱用防止教室を充実させるために、毎年公立学校職員、市町村教育委員会担当者、教育事務所担当者等を対象に「薬物乱用防止教育研修会」を開催しています。この研修会では、参加者が、実践発表等を通して薬物乱用防止教室の効果的な持ち方を学んだり、薬物に関する最新情報を得たりできるようにしています。今後も引き続き、薬物乱用防止教室の充実に努めてまいります。
Ⅲ-6-1	106	青少年ネット被害防止対策事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成支援室	ネットパトロールは、効果のある事業です。また実施結果の情報のフィードバックも効果があります。学校や地域等での講演を広く実施継続を期待します。	児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした、インターネットの適正利用に係る講演については、ネットパトロールの実施結果をふまえてその危険性を知り、ネット被害を未然に防げるよう今後とも継続していきます。
Ⅲ-6-1	106	青少年ネット被害防止対策事業	県民生活・文化課 子ども・若者育成支援室	ネットを通しての自殺、いじめ、犯罪が多発している現在、ネット監視員の業務は重要なものと思われます。増員も含めて活動の推進をお願いします。	インターネットを利用する児童生徒は100%に近く、県で行うネットパトロールは限界があります。昨年度、県でネットパトロールマニュアルを作成し、市町村等へ配付し、ノウハウの普及を図りました。現在、9つの市町村独自でネットパトロールを行っています。児童生徒により身近で、地域の実情に精通している市町村におけるネットパトロールの実施が一層進展するよう、県において支援していきます。
Ⅲ-6-1	107	フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	警察本部少年課	No. 106「青少年ネット被害防止対策事業」との連携で活用されるとよいと思います。	「青少年ネット被害防止対策事業」の主管する県民生活・文化課と情報共有を図り、本取組を推進しているところであり、今後も関係機関と連携を図りつつ、本事業を推進してまいります。
Ⅲ-6-1	108	サイバー犯罪対策の推進	警察本部 サイバー犯罪対策課	ネット使用上の安全教育は必須の状況にありますので推進を望みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒…インターネットトラブルに巻き込まれない自衛能力(ネットリテラシー) ・教職員、保護者…ネットトラブルに対する正しい現状認識、対策方法を身につけていただくことを主眼とし、今後も県下全域でネット安全教室を実施してまいります。